

〇つくば市職員等公益通報に関する要綱

平成19年3月16日

告示第90号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、職員等からの公益通報の処理に関して必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、公正かつ透明な市政運営を推進することを目的とする。

（令5告示275・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する非常勤特別職の職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当する者に限る。）又はこれらの職員の職を占めていた者（公益通報の日前1年以内にこれらの職員の職を占めていた者に限る。）

イ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の従業員で当該事務事業に従事する者又は従事していた者（公益通報の日前1年以内に従事していた者に限る。）

ウ 市の施設の指定管理者の従業員として当該市の施設の管理業務に従事する者又は従事していた者（公益通報の日前1年以内に従事していた者に限る。）

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市、市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者又は市の施設の指定管理者に派遣された者で、当該派遣業務に従事する者又は従事していた者（公益通報の日前1年以内に従事していた

者に限る。)

オ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員で当該事務事業に従事する者

カ 市の施設の指定管理者の役員で当該市の施設の管理業務に従事する者

(2) 公益通報 職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる不正の是正又は防止のための通報をいう。

(3) 公益通報相談員 職員等からの公益通報を処理する委員会に設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。

(4) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(5) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(平27告示374・令5告示275・一部改正)

(公益通報)

第3条 職員等は、つくば市の行政運営に関し、次の各号に掲げる事案を知り得たときは、第3条の3第2項に規定する通報窓口に対し、公益通報を行うことができる。

(1) 法令（条例、規則等を含む。）違反又はこれに至るおそれのある事案

(2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事案

(3) その他市民全体の利益等公益に反するおそれのある事案

2 前項の公益通報は、職員等公益通報書（様式第1号）により行うものとする。

この場合において、公益通報の事実を証明する証拠書類がある場合は、職員等公益通報書に添付するものとする。

3 職員等は、公益通報について、市の行政運営の適正化に資するために行うものとして、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によりこれを利用してはならない。

4 第1項の規定にかかわらず、職員等は、勤務条件に関する事案については公益

通報をすることができない。

(令5告示275・一部改正)

(通報対応責任者)

第3条の2 公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備し、及び公益通報に係る受付、調査、措置その他の事務を統括するため、通報対応責任者を置く。

2 通報対応責任者は、総務部長をもって充てる。

(令5告示275・追加)

(通報窓口)

第3条の3 公益通報は、総務部人事課及び外部相談員を窓口として受け付けるものとする。

2 前項の窓口（以下「通報窓口」という。）を担当する職員及び外部相談員は、次に掲げる業務に従事する。

(1) 公益通報の受付

(2) 公益通報対応体制の仕組み及び不利益な取扱いに関する質問及び相談への対応

(3) 第11条第3項の規定による通報者が公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けていないかどうかの確認

3 外部相談員は、弁護士の資格を有する者に委託する。

(令5告示275・追加)

(公益通報の受理)

第3条の4 総務部を担当する副市長は、公益通報を受け付けたときは、当該公益通報の内容を整理し、次の各号のいずれにも該当しないときは、公益通報に該当すると認め、公益通報を受理するものとする。

(1) 内容が著しく不分明な通報

(2) 内容が虚偽であることが明らかな通報

(3) 苦情その他公益通報に該当しないもの

2 総務部を担当する副市長は、市長その他幹部職員が関与するとされる公益通報を受け付けたときは、あらかじめ公益通報相談員の意見を聴いた上で、前項の規定による受理・不受理の判断をするものとする。

3 総務部を担当する副市長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、職員等公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

（令5告示275・追加）

（新たな従事職員の指定）

第3条の5 通報対応責任者は、公益通報を処理するため必要があると認めるときは、公益通報の処理に従事する職員を新たに指定することができる。

2 通報対応責任者は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定をした職員に対して明らかとなる方法によりその旨を伝達するものとする。

（令5告示275・追加）

（公益通報委員会の設置）

第4条 市長は、職員等からの公益通報に係る事実を認定するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、副市長、教育長、総務部長及び公益通報相談員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、総務部を担当する副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員（公益通報相談員を除く。）に係る公益通報については、当該委員は、委員会が当該委員から公益通報に係る事情を聴く必要があると認める場合を除き、委員会の会議に参加することができない。

7 公益通報相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(令5告示275・一部改正)

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(令5告示275・全改)

(調査の実施)

第7条 総務部を担当する副市長は、公益通報の受理を決定したときは、遅滞なく、職員又は外部相談員を指定し、当該職員又は外部相談員(以下「調査員」という。)に公益通報に係る事実確認のための調査を行わせるものとする。

2 調査員は、他の職員等に通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、必要かつ相当であると認められる方法により、前項の調査を行うものとする。

3 第3条の5第2項の規定は、第1項の規定による指定をした場合について準用する。この場合において、第3条の5第2項中「通報対応責任者」とあるのは、「総務部を担当する副市長」と読み替えるものとする。

(令5告示275・全改)

(調査結果の報告)

第8条 調査員は、前条第1項及び第2項の規定による調査(以下「調査」という。)を行った場合は、その結果を職員等公益通報調査報告書(様式第3号)により委員会に報告しなければならない。

(令5告示275・一部改正)

(公益通報に係る事実認定の報告等)

第9条 委員会は、調査の結果に基づき、公益通報に係る事実があると認めるときは、その内容を職員等公益通報事実認定報告書(様式第4号)により、事実を証明する証拠書類とともに任命権者に報告しなければならない。

- 2 委員会は、調査の結果に基づき、公益通報に係る事実が認められなかったとき又は公益通報に係る事実が判明しないときは、その旨を職員等公益通報事実認定報告書に記載し、任命権者に報告しなければならない。
- 3 委員会は、公益通報に係る事実があると認めたときはその内容を、公益通報に係る事実が認められなかったとき又は公益通報に係る事実が判明しないときはその旨を、職員等公益通報事実認定通知書（様式第5号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該公益通報に係る事実については是正措置を行わなければならない。
- 5 任命権者は、前項の規定により行った是正措置の内容を、職員等公益通報是正措置報告書（様式第6号）により総務部を担当する副市長に報告しなければならない。
- 6 総務部を担当する副市長は、前項の規定により報告を受けた是正措置の内容を、職員等公益通報是正措置通知書（様式第7号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 7 任命権者は、第4項の規定による是正措置を行った後、当該是正措置が適切に機能しているかどうかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて必要な是正措置を行わなければならない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、前項の規定により改めて必要な是正措置を行った場合について準用する。

（令5告示275・全改）

（記録の作成及び保管）

第9条の2 通報対応責任者は、公益通報の処理に関する記録を作成し、つくば市行政文書管理規程（平成31年つくば市訓令第1号）の規定により保管するものと

する。

(令5告示275・追加)

(運営状況の公表)

第10条 市長は、前年度の公益通報の件数について、毎年度公表しなければならない。

(令5告示275・一部改正)

(不利益取扱いの禁止)

第11条 通報者に関する情報は、非公開とし、公益通報の処理に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

2 職員は、通報者に対し、公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 通報窓口を担当する職員及び外部相談員は、通報者が明らかでない場合を除き、第3条の4第2項の規定による不受理の判断をするまでの間、第9条第2項の規定による報告があるまでの間又は同条第4項の規定による是正措置を開始するまでの間において、通報者が公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けていないかどうか、必要に応じて確認するものとする。

4 任命権者は、第2項の規定に違反した者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

5 任命権者は、公益通報をしたことを理由として、通報者に対する不利益な取扱いが行われた場合には、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済及び回復のための措置を講ずるものとする。

(令5告示275・一部改正)

(通報者の探索の禁止)

第12条 職員は、通報者の探索をしてはならない。

2 任命権者は、前項の規定に違反した者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

(令5告示275・全改)

(秘密の保持等)

第13条 公益通報の処理に関与した職員は、通報者の保護を図るため、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、公益通報の処理に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 公益通報の処理に関与した職員は、通報者の保護を図るため、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、公益通報の処理に関する情報を目的外に使用してはならない。

3 任命権者は、前2項の規定に違反した者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

(令5告示275・追加)

(利益相反の排除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象事案の従事者（調査員、委員会の委員その他公益通報の処理に従事する職員及び外部相談員をいう。以下同じ。）になることができない。

(1) 法令違反等の発覚や調査の結果により不利益を受ける者

(2) 通報者又は通報対象者と親族関係にある者

(3) 公正な調査その他適正な公益通報の処理をする上で不相当と認められる者

2 従事者は、それぞれ公益通報の処理に着手する時点で、対象事案について自らが前項各号のいずれにも該当しないかどうか確認し、そのいずれかに該当する場合には、通報対応責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた通報対応責任者は、当該報告をした者が第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該報告をした者を対象事案に関与させてはならない。

4 第1項及び第2項の規定は、通報窓口を担当する職員及び外部相談員が公益通報の受付に従事する場合については、適用しない。

(令5告示275・追加)

(周知及び指導)

第15条 通報対応責任者は、職員等に対し、適宜、公益通報者保護法及び公益通報対応体制に関する周知を行うものとする。

2 通報対応責任者は、通報者の保護を図るため、従事者に対して通報者の特定につながる情報の取扱いについて、特に十分に指導するものとする。

(令5告示275・追加)

(評価及び点検)

第16条 通報対応責任者は、公益通報対応体制について、定期的に評価及び点検を行い、必要に応じて改善を行うものとする。

(令5告示275・追加)

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第374号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この告示による改正後のつくば市職員等公益通報に関する要綱第2条の規定は適用せず、この告示による改正前のつくば市職員等公益通報に関する要綱第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年告示第596号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第275号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年告示第834号）

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

職員等公益通報書

通報者氏名 (未記載可)		通報日	年 月 日
通報者所属 (未記載可)			
通報者種別 (○を付けてください。)	職員（会計年度任用職員及び非常勤特別職の職員を含む。） 受託・請負事業者従業員（会社名等） 指定管理者従業員（団体名） 派遣労働者（会社名等） 受託・請負事業者役員（会社名等） 指定管理者役員（団体名）		
在職・退職の別	在職 ・ 退職 ※ 退職している場合は、通報日前1年以内に在職していたときに限り、公益通報をすることができます。ただし、役員として在職していた場合は、退職後に公益通報をすることはできません。		
希望する連絡方法 (未記載可)	電話（自宅・職場・携帯・その他（ ））・電子メール FAX（自宅・他（ ）） 郵送（自宅・職場・その他（ ））・その他（ ）		
連絡先 (未記載可)			
通報内容	①通報対象者氏名		所属
	②通報対象事実は（生じている・生じようとしている・その他（ ）） （いつ） （どこで） （何が） （どのように） （なぜ生じたのか） 対象となる法令違反等		
	③通報対象事実を知った経緯		
	④通報対象事実が法令違反等になる理由		
	⑤その他補足事項		
	証拠書類又は証拠物（あり（ ））・なし		
通知の希望の有無	・受理・不受理の通知（希望する・希望しない） ・事実認定の通知（希望する・希望しない） ・是正措置の通知（希望する・希望しない）		

様式第2号(第3条の4関係)

第 号
年 月 日

様

つくば市副市長 ㊟

職員等公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた公益通報の対応は、次のとおり決定したのでつくば市職員等公益通報に関する要綱第3条の4第3項の規定により通知します。

1 件 名

2 結 果

- (1) 公益通報として受理し、当該対象事実について調査を開始しました。
- (2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理といたしました。
不受理の理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

公益通報委員会 様

調査員職氏名

職員等公益通報調査報告書

通報收受番号		通報者名	
通報内容			
調査期間	年 月 日～ 年 月 日		
調査方法			
事実の有無等	<input type="checkbox"/> 事実あり <input type="checkbox"/> 事実なし <input type="checkbox"/> 事実が判明しない		
調査結果			
特記事項			

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（任命権者） 様

公益通報委員会

職員等公益通報事実認定報告書

通報受付日	年 月 日	通報收受番号	
委員会開催日	年 月 日		
事実の有無等	<input type="checkbox"/> 事実あり <input type="checkbox"/> 事実なし <input type="checkbox"/> 事実が判明しない		
認定事実			
その他参考事項			

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

公益通報委員会

職員等公益通報事実認定通知書

通報受付日	年 月 日	通報收受番号	
委員会開催日	年 月 日		
事実の有無等	<input type="checkbox"/> 事実あり <input type="checkbox"/> 事実なし <input type="checkbox"/> 事実が判明しない		
認定事実			
その他参考事項			

本件に関する問合せ先
所属・担当者
電話

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（総務部を担当する副市長） 様

（任命権者） ㊟

職員等公益通報是正措置報告書

通報受付日	年 月 日	通報收受番号	
認定事実			
是正措置の内容			
その他参考事項			

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市副市長 ㊟

職員等公益通報是正措置通知書

通報受付日	年 月 日	通報收受番号	
認定事実			
是正措置の内容			
その他参考事項			

本件是正措置に関する問合せ先
所属・担当者
電話

本件（是正措置を除く。）に関する問合せ先
所属・担当者
電話